

令和2年度 岡崎市立緑丘小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」等を活用し、組織的に判断していく。

(1) いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

(2) いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を必要に応じて随時行う。

(3) いじめの未然防止の取組

いじめを防止するには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切であるため、以下の事項に重点的に取り組む。

ア 分かる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」

イ 学習規律の徹底

ウ 学級集団づくり

エ 生活行動アンケートの実施

・各学期原則2回実施（5月、7月、10月、12月、1月、3月）

2 いじめ防止対策組織

(1) 「いじめ防止対策組織」の名称

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

(2) 「いじめ防止対策組織」の構成

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ・不登校対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。

必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。（※P4資料A）

<校内構成員> 校長、教頭、教務主任、生活指導担当、養護教諭、学年主任、ス

クールカウンセラー、その他関係職員（特別支援教育主任、担任等）

<校外構成員> スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

（3）「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるという情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、いじめ不登校対策委員会を開き、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

（1）いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット上のいじめの加害者、被害者とならないよう継続的な指導を進める。
- オ 児童の学級委員会や専門委員会を活性化し、児童と共にあいさつ運動等を盛り上げ、自主的で明るい雰囲気を作る。

（2）いじめの早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年6回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童・保護者が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。 (※資料B)

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル(P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N)で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回(2月)実施し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

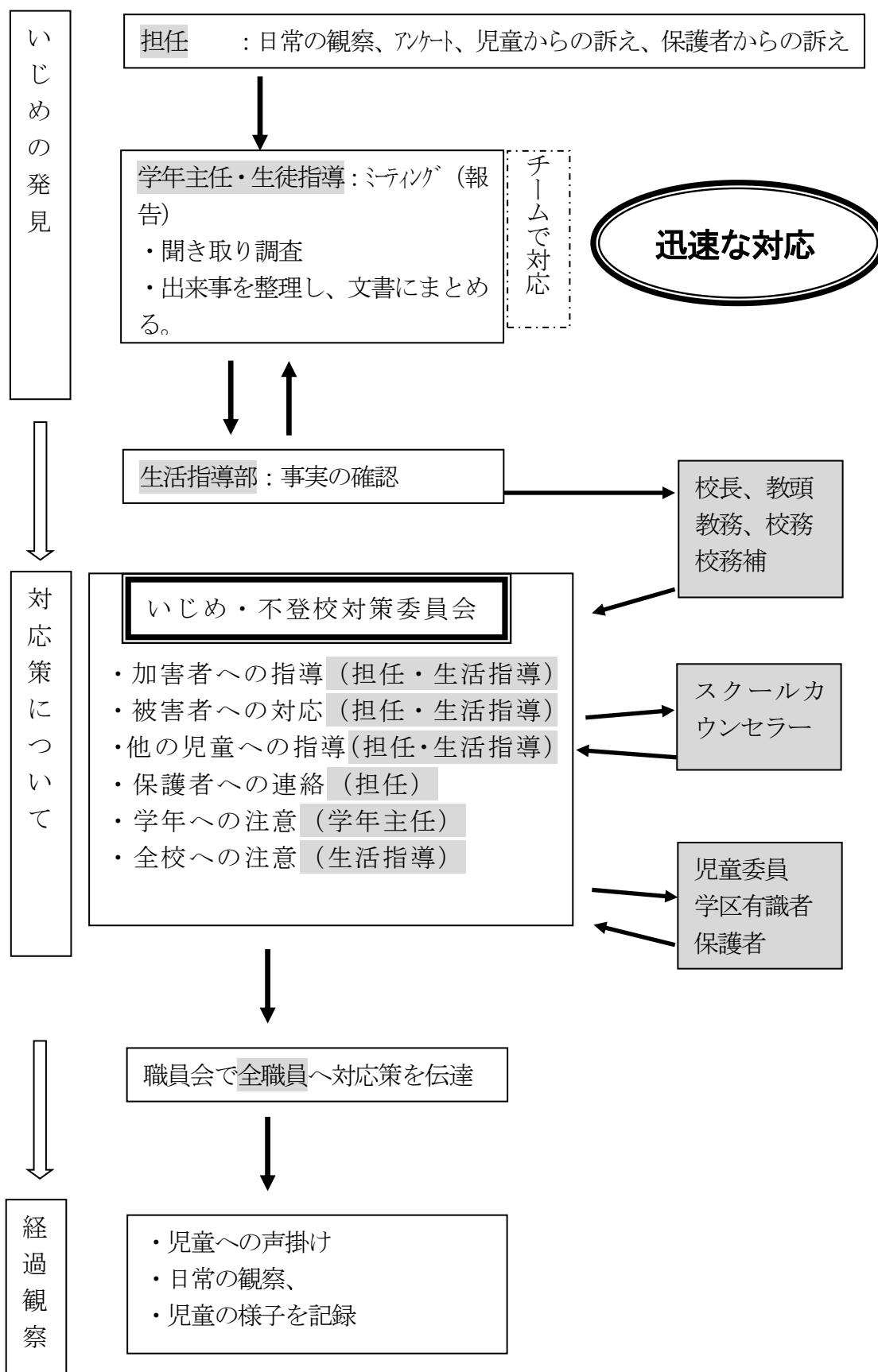
6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年1回計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

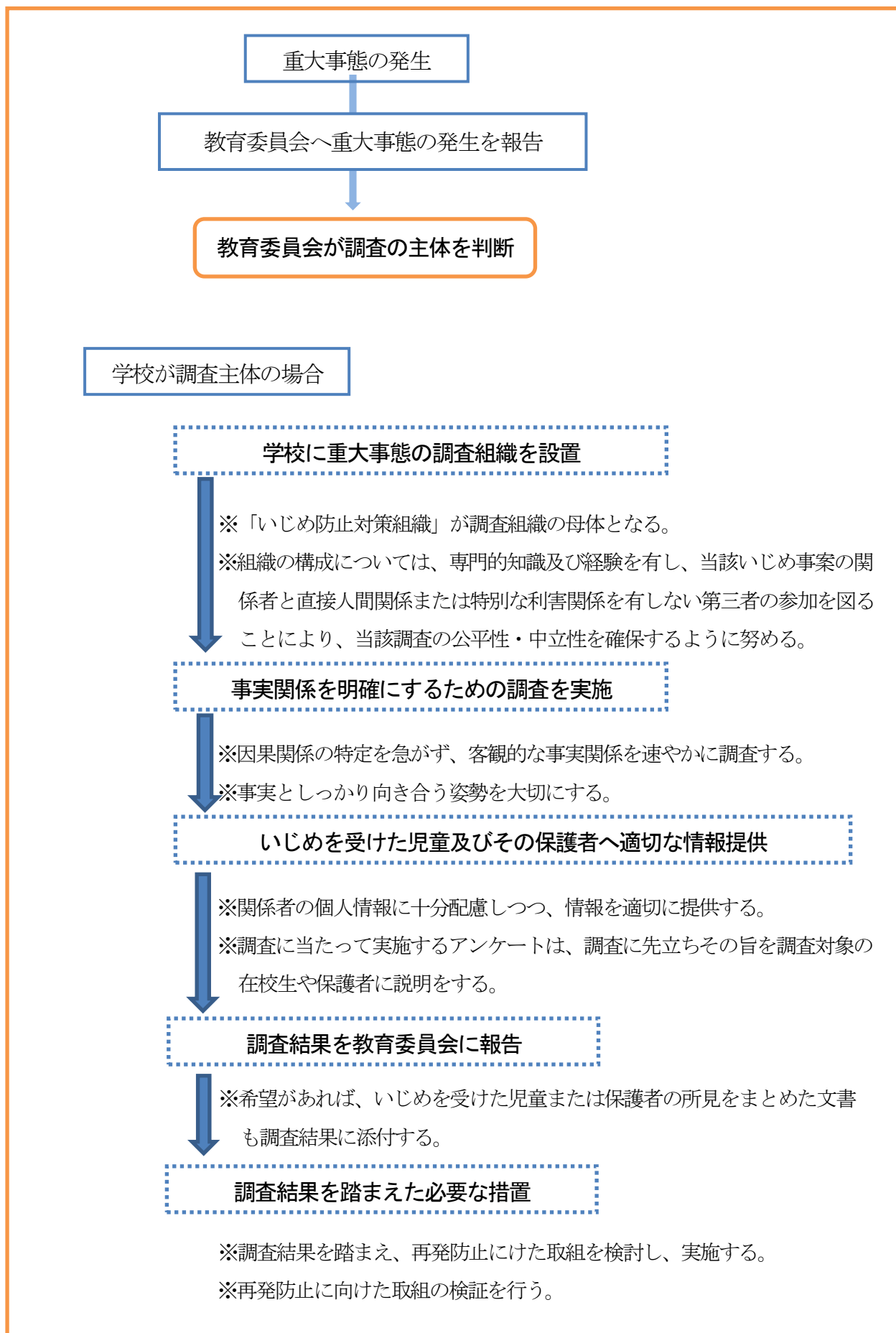
(2) 「学校いじめ防止基本方針」は、4月に保護者へ周知を図るとともに、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

(※資料A) 【いじめが起こったときの組織的対応について】



(※資料B) 【重大事態の対応フロー図】



<年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○ふれあい活動（校内異学年交流）	○学級開き、学年開き ○相談室やＳＣの児童、保護者への周知 ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○学校ホームページに「学校いじめ防止基本方針」を掲載
5月	↓	○現職研修①「児童理解と学級づくり」	○保健指導（心と体の成長）	○生活行動アンケート①
6月	↓		○ふれあい活動（校内異学年交流）	○教育相談週間
7月	C ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証		「生活行動アンケート②」 ○個人懇談会
8月	A ↓	○中間評価→検証		
9月	P ↓		○身体測定	
10月	↓	○現職研修②（ケーススタディ）	○情報モラル指導（ネットモラル）	○生活行動アンケート③ ○教育相談週間
11月	D ↓		○ふれあい活動（校内異学年交流）	○学校評議委員への学校行事・授業の公開
12月	C ↓	○全教職員による「取組評価アンケート」の実施→検証	○人権週間（講話）	○生活行動アンケート④ ○個人懇談会
1月	A ↓		○保健指導・道徳教育（命の大切さ）	○身体測定 ○生活行動アンケート⑤
2月	↓	○自己評価	○ふれあい活動（校内異学年交流）	○教育相談週間 ○保護者への学校評価アンケート
3月	↓	○学校関係者評価委員会での評価結果を検証し、基本方針の見直しをする。	○卒業生を送る会	○生活行動アンケート⑥ ○学校関係者評価委員会での外部評価を受ける。
通年	P へ	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、異年齢や地域の方との交流活動の充実 ○分かる授業の充実 ○ふれあい活動（校内異学年交流）	○健康観察の実施 ○ＳＣによる相談 ○あいさつ運動